

令和 8 年 9 月 3 日
総 務 局

職員の懲戒処分について

東京都知事は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 福祉局職員の交通事故（公務外）

（1）懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	43	男性	戒告

（2）事故の概要

事故者は、令和5年12月以降、自動車の運転免許が失効していたことに気づかず、令和6年8月4日まで自家用車を運転した。

2 発令年月日

令和8年9月3日

問合せ先
総務局人事部人事課（服務班）
電話 03 - 5388 - 2376（直通）